

委員会提出議案第4号

高額療養費の自己負担引き上げを凍結し慎重な審議を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年6月19日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 水野 忠三

高額療養費の自己負担引き上げを凍結し慎重な審議を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、本来、制度の拡充を目指すべきである。しかし、政府は高額療養費制度を見直し、令和7年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることが一旦は決定した。その後、総理はがん患者団体の代表者らと面会し、上限額の引き上げを見送る決断をした。

一旦は決定されたこの度の見直しは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならなくなる、といった懸念や悲痛な声が数多く上がっている。命に関わる問題であるにもかかわらず、今回の引き上げを巡っては、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に決定されたものであると受け止めており、そのプロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体等の意見の事前聴取という適正な手続きを経るべきである。

一方、政府は、この秋までには自己負担の引き上げも含む高額療養費制度について、新たな方針を決定するとしている。既に、患者団体からは、短期間で審議されれば不十分な検討になるとの懸念も示されている。既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いるものであり、著しく不適切である。

よって、岩倉市議会は政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費の自己負担引き上げを凍結し、見直しの議論については、基礎自治体と都道府県の声、被保険者の声もしっかりと汲み取り、負担のあり方も含めて、誰もが安心して医療にかかることができる制度となるよう、慎重に審議することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣